

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用時のサーベイランス実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年(2021年)4月農林水産省農村振興局・消費・安全局)に基づき、富山県内の豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシをジビエ利用するときに必要な事項を定めることにより、家畜防疫及び食品衛生の観点から安全性が確保された野生イノシシのジビエ利用を図るものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) サーベイランス

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月農林水産大臣公表)に基づき実施する豚熱ウイルスの浸潤状況調査をいう。

(2) 豚熱感染確認区域

野生イノシシ豚熱陽性確認地点から半径10km圏内の区域をいう。

(3) 手引き

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年(2021年)4月農林水産省農村振興局・消費・安全局)をいう。

(4) 解体処理

「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」の趣旨に基づき、食用の目的で、県内で捕獲されたイノシシをと殺もしくは解体する作業をいう。

(5) 事業者等

解体処理に取り組む事業者や団体等をいう。

(6) 処理施設

事業者等が解体処理を実施するために必要な施設をいう。

(申請)

第3条 手引きに基づき、県内の豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシを解体処理するために、県予算の範囲内で実施するサーベイランスによる検査を受けようとする事業者等は、知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、申請しようとする事業者等は、検体提供承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者及び処理施設の概要(様式第1号別紙)

(2) 食肉処理業の許可証の写し

(3)食肉処理業の営業許可を取得後にイノシシを扱うために変更した場合は、変更届の写し

(承認要件)

第4条 前条第1項に規定する承認を受けるには、申請者が次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 以下に掲げる項目のいずれかに該当し、県内で捕獲されたイノシシを食肉として解体処理をする場所として、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉処理業の営業許可を取得した処理施設を有していること。

ア 県内に主たる営業所のある企業

イ 県内に主たる事務所のあるNPO法人

ウ 県内に主たる事務所のある任意団体

エ その他知事が認めたもの

(2) 手引きを遵守するために必要な設備及び体制が前項の処理施設に整備されていること。

(承認)

第5条 知事は、第3条に規定する申請書を受理したときは、申請者に対し、申請書類の内容についてヒアリング及び指導を実施し、前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、承認し、申請者に対し承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(公表)

第6条 知事は、前条の規定により承認を受けた事業者等(以下、承認事業者等という。)の名称、処理施設の名称及び所在地等を公表するものとする。

(承認の更新)

第7条 承認事業者等は、承認の有効期間満了に際し、引き続き承認を受けようとするときは、承認の有効期間が満了する日の2か月前から1日前までに、知事が実施する処理施設の現地確認及び指導を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による承認の更新について準用する。ただし、承認書は様式第5号を交付するものとする。

(変更事項の届出)

第8条 承認事業者等は、申請内容の変更をしようとするときは、変更事項届出書(様式第3号)に変更内容が確認できる書類及び承認書を添えて、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による変更事項届出書を受理したときは、必要に応じて、処理施設の現地確認及びヒアリングを実施する。

3 第5条の規定は、第1項の規定による変更に対する承認について準用する。

(承認の有効期間)

第9条 第5条の規定による承認の有効期間は、承認の日から1年間とする。

- 2 第7条第2項の規定による承認の有効期間は、現に受けている承認の有効期間の満了の日の翌日から1年間とする。
- 3 第8条第3項の規定による承認の有効期間は、届出前の承認に係る有効期間とする。

(承認の取消し)

第10条 知事は、承認事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すものとする。

- (1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき
 - (2) 手引きその他規定への不適合が判明し、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないとき
 - (3) その他知事が承認を取り消すことが適当と認めたとき
- 2 前項の規定により承認の取消しを決定したときは、当該事業者等に対し、承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
 - 3 事業者等は、第1項の規定により承認を取り消されたときは、速やかに承認書を知事に返納しなければならない。

(検体採取等)

第11条 承認事業者等は、知事の指導に従い、サーベイランスによる検査に供する検体を採取し、検査機関へ発送するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、承認事業者等が、知事の指導に従わないときは、当該承認事業者等が提供した検体の検査を実施しないことがある。

(検査不適個体の取扱い)

第12条 承認事業者等が提供した検体が検査不適となり、豚熱陰性が確認できない個体は、手引きに定める陽性個体と同様に適切に廃棄しなければならない。

- 2 承認事業者等の責めに帰すべき事由いかんにかかわらず、提供した検体が検査不適となったことにより、承認事業者等に損害が発生した場合において、知事は損害による費用を負担しないこととする。

(負担区分)

第13条 サーベイランスの実施に必要な資材のうち、知事が支給するもの以外の資材については、事業者等の負担で用意するものとする。

(記録の保管)

第14条 承認事業者等は、手引きに基づき解体処理する個体1頭ごとに、手引きに定める「施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート」(以下、チェックシートという。)を作成し、3年間保管しなければならない。

2 承認事業者等は、チェックシートの提示を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

(情報収集)

第15条 承認事業者等は、県ホームページ等により、捕獲しようとする地域における豚熱発生状況や手引きの改正等があった場合について、的確な情報収集に努めなければならない。

(不測の事態発生時の取扱い)

第16条 不測の事態により、サーベイランスによる検査が実施できなくなり、事業者等に損害が発生した場合において、知事は損害による費用を負担しないこととする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から施行する。

この要領は、令和4年10月11日から施行する。